台東区特定事業主行動計画

―台東区職員の子育て支援と女性活躍推進のための計画―

(令和3年度~7年度)

令和3年4月 台東区

目次

第 I 章 基本的な考え方							
1. はじめに	•	•	•	•	•	•	1
2. 計画の位置づけ	•	•	•	•	•	•	1
3. 計画期間	•	•	•	•	•	•	1
4. 計画の基本的視点	•	•	•	•	•	•	1
5. 計画の対象職員	•	•	•	•	•	•	2
6. 計画の推進体制	•	•	•	•	•	•	3
7. 計画の実施状況の公表	•	•	•	•	•	•	3
第Ⅱ章 女性職員の活躍及び子育て支援等の現状と推進のため	の	目	標				
1. 採用関係	•	•	•	•	•	•	4
2. 継続勤務及び職業生活と家庭生活の両立関係	•	•	•	•	•	•	8
3. 長時間勤務関係	•	•	•	•	•	•	11
4. 女性職員の活躍関係	•	•	•	•	•	•	2 1
5. 目標	•	•	•	•	•	•	28
第Ⅲ章 目標達成に向けた取組み							
1. 係長級以上の職員に占める女性割合を引き上げるための	取	組	み				
	•	•	•	•	•	•	3 0
2.平均超過勤務時間数を縮減するための取組み	•	•	•	•	•	•	3 0
3. 年次有給休暇の平均取得日数を引き上げるための取組み	•	•	•	•	•	•	3 1
4. 男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率を							
引き上げるための取組み	•	•	•	•	•	•	3 2
5. 育児休業の取得率を引き上げるための取組み	•	•	•	•	•	•	33
6. 勤務環境整備に関するその他の取組み	•	•	•	•	•	•	3 4
7. その他の取組み	•	•	•		•	•	3 5

第 I 章 基本的な考え方

1. 策定趣旨

区では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成27年4月に「台東区職員のための子育て支援計画(以下「支援計画」という。)」を策定し、職員一人ひとりが子育てを身近な問題として捉え、職場を挙げて支援する体制を目指すとともに、職員が地域社会の一員として、地域における子育てを支える環境づくりに取り組んできました。

また、平成27年9月に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」に基づき、平成28年4月に「女性職員活躍のための台東区特定事業主行動計画」(以下「H28行動計画」という。)を策定し、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、豊かな活力ある社会を実現するという法の目的を達成するために、職業生活を営み、又は営もうとする女性に対し、機会の積極的な提供や仕事と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備等、女性の職業生活における活躍を推進してきました。

両計画は、基本的な視点や目標、取組み内容について関連性が高いことから、今回、 一体の計画として新たに策定し、職場を挙げて職員の子育てを支援するとともに、女 性職員の活躍を迅速かつ重点的に推進していくために、引き続き着実に取組みを進め てまいります。

計画の策定にあたっては、本区では区長部局、区議会事務局、監査事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局すべての人事管理運営を区長部局で行っていることから、状況把握・課題分析を区長部局が一体的に行い、目標を共通で設定し、その達成に向け、一丸となって取り組む内容となっています。

2. 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援法第19条及び女性活躍推進法第19条に基づく特定事業主行動計画として位置づけます。

3. 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

4. 計画策定の基本的視点

この行動計画は、次の7項目を基本的な視点として策定しています。

(1)女性の活躍の意義を理解し、積極的に取り組む 女性の活躍の推進が、区にとって、政策の質と行政サービスの向上に資するも のであるとの認識を持ち、主体的かつ積極的に取り組みます。

(2) 働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す 男女が共に仕事と家庭生活を両立しつつ、その個性と能力を発揮して活躍する ために、長時間労働の是正など働き方の改革を進め、男女が共に自らの希望に応 じた形で仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、働きやすい職場を実現 します。

(3) 男性の家庭生活への参画を強力に促進する

男女が共に家事・子育て等の家庭生活における責任を果たしながら、職場においても貢献していくことができる社会の実現に向けて、男性の意識改革を促すとともに、育児休業等、男性による仕事と家庭生活の両立を支援する制度の活用を推進することにより、男性の家庭生活への参画を強力に促進します。

- (4)子育て・介護等をしながら当たり前にキャリア形成できる仕組みを構築する 女性も男性も、子育て・介護等をしながら当たり前にキャリアを形成し、職場 において活躍できることが重要との視点に立ち、男女を通じた長時間労働の是正 に加えて、両立支援制度を利用する女性へのフォローアップ等、キャリア形成に 関する取組みを推進します。
- (5) 管理職員が先頭にたって意識改革・働き方改革を行う

管理職員は、職員が持つ多様な価値観を理解しつつ、職員の一人ひとりの個性と能力を十分発揮させることができるよう、先頭に立って意識を改革し、組織全体で働き方改革を実践していきます。

- (6)組織の実情を踏まえて取組みを推進する 組織の実情に応じて実効的に取組みを推進します。
- (7)地域における子育て支援の視点

職員は居住する地域社会の構成員として、その地域における子育て支援の活動等に積極的に参加することも期待されているという認識を持ち、その点も踏まえた取組みを推進します。

5. 計画の対象職員

台東区の常勤職員及び再任用職員を対象とします。

- ※ 「第Ⅱ章 現状と目標」では、各任命権者が任命する職員のうち、以下の職員を除き状況把 握を行っています。
 - 就任について公選、議会の選挙・議決・同意によることを必要とする職
 - 上記以外の特別職の職員(臨時・非常勤の調査員、嘱託員等を除く)
 - 給与・報酬が法令・条例上支給されない職員(他の自治体から受け入れている派遣職員等)
- ※ 区が人材派遣契約等を締結している会社に対しては、契約の履行に際して、女性活躍推進に 配慮するよう求めます。

6. 計画の推進体制

- (1) 本計画の推進のために、総務部人事課(以下「人事課」という。)を推進事務 局とし、全庁的な取組みを推進していきます。
- (2) 各庶務担当課長を通じて、女性活躍推進に関する取組状況の確認や情報の共有などを進めます。
- (3) 本計画の実施状況を年度ごとに状況把握・課題分析し、職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直しを行います。
- (4) 推進事務局において、仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行います。

7. 計画の実施状況の公表

本計画の推進のために、「人事行政の運営等の状況の公表」の中で、年1回実施状況を公表します。

会計年度任用職員制度の導入

令和2年4月より、会計年度任用職員制度が導入され、特別職非常勤職員(非常勤職員)、臨時職員の多くは会計年度任用職員へと移行し、一般職の地方公務員として雇用されることとなりました。なお、本計画においては、令和元年度以前の非常勤職員、臨時職員、再雇用職員、区政嘱託員に関するデータを分析しています。

令和3年度以降に公表するデータについては、会計年度任用職員に関するものについても掲載します。

第Ⅱ章 女性職員の活躍及び子育て支援等の現状と推進のための目標

1. 採用関係

多くの女性が個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍するためには、その入口となる女性職員の採用の拡大が重要です。ここでは、採用した職員に占める女性の割合等について分析します。

(1) 雇用形態別 採用した職員に占める女性の割合

令和元年度における台東区で採用した職員に占める女性の割合は、65.9%となっています。

雇用形態ごとに採用した職員に占める女性の割合を見てみると、常勤職員は61. 1%、非常勤職員は70.8%、臨時職員は65.7%、常勤職員のうち社会人経験 者については62.2%となっており、いずれの雇用形態も女性が男性を上回っています。

採用した常勤職員に占める女性の割合を職種別にみると、保健師や看護師などの医療技術系や幼稚園教諭は100%、保育士などの福祉系は80.0%、事務系についても51.0%となっており、全体としても女性が男性を上回っています。

なお、採用試験受験者については、性別の把握を行っていません。

H28行動計画策定時(平成26年度データ)との比較では、採用した職員全体に占める女性割合は、64.3%から1.6ポイント増と、横ばいです。一方、常勤職員に占める女性割合は53.7%から7.4ポイント増、常勤職員の事務系に占める女性割合は42.9%から8.1ポイント増と、女性の採用割合が高くなっています。また、一般技術系については母数が少ないため変動要素は大きいものの、14.3%から46.2%に増加しています。

表 1 令和元年度 職種別採用人数

(単位:人・%)

			常勤	加職員			ŧ	非常勤 !	職員		臨時職員	Į		合計	
職種		合	計	(再推	引)社·	会人経験者	H	+	女性	#	+-	女性	H	†	女性
	男	女	女性割合	男	女	女性割合	男	女	割合	男	女	割合	男	女	割合
事務系	25	26	51.0	9	6	40.0	14	40	74.1	51	222	81.3	90	288	76.2
福祉系	4	16	80.0	1	12	92.3	7	36	83.7	0	118	100.0	11	170	93.9
一般技術系	7	6	46.2	4	1	20.0	1	0	0.0	0	0	_	8	6	42.9
医療技術系	0	9	100.0	0	4	100.0	0	9	100.0	107	49	31.4	107	67	38.5
技能系	0	0	_	0	0	_	1	1	50.0	0	0	_	1	1	50.0
業務系	0	0	_	0	0	_	0	0	_	1	0	0.0	1	0	0.0
幼稚園教諭	0	4	100.0	0	0	_	0	8	100.0	0	0	_	0	12	100.0
清掃職員	0	0	_	3	0	0.0	12	0	0.0	50	0	0.0	62	0	0.0
その他							5	3	37.5	0	11	100.0	5	14	73.7
育休任期付職員	8	8	50.0										8	8	50.0
合計	44	69	61.1	17	23	57.5	40	97	70.8	209	400	65.7	293	566	65.9

- ※契約更新等により、前年から継続雇用となっている非常勤職員は把握対象外としている。
- ※臨時職員は雇用契約ごとに人数把握を行っている。
- ※退職後引き続き雇用される再雇用職員、再任用職員、区政嘱託員は把握対象外としている。

(2) 職種別の女性職員の割合

令和元年度における雇用形態別の職員に占める女性の割合は、常勤職員51.7%、再任用フルタイム職員51.7%、再任用短時間職員48.1%、再雇用職員28.6%、区政嘱託員37.5%、非常勤職員72.1%、臨時職員65.7%、派遣契約職員37.5%となっており、区政を多くの女性が担っていることがわかります。 H28行動計画策定時(平成26年度データ)との比較では、常勤職員50.6%、再任用フルタイム職員55.6%、再雇用職員63.2%、区政嘱託員42.9%、非常勤職員71.9%、臨時職員63.3%と、ほぼ横ばいとなっており、再任用短時間職員は30.1%から18ポイント減、派遣契約職員は80.6%から43.1ポイント減となっています。派遣契約職員については、派遣契約の対象となる業務が多様化したことにより、男女比が均衡してきたものと見られます。

表 2 令和元年度 職種別職員数

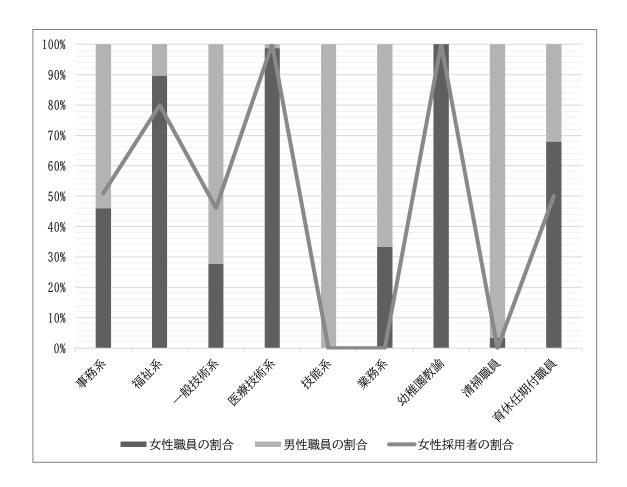
(単位:人・%)

職種		常勤職	員	フル	再任 ⁄タイ	用ム職員)	再任短時間		戸	耳雇用	職員	Į	区政嘱	託員	į	非常勤	職員		臨時職	溳	派进	貴契約	〕職員
4 00个里	男	女	女性割合	男	女	女性 割合	男	女	女性 割合	男	女	女性 割合	男	女	女性 割合	男	女	女性割合	男	女	女性割合	男	女	女性割合
事務系	611	522	46.1	9	5	35.7	24	20	45.5	4	1	20.0	9	2	18.2	22	43	66.2	51	222	81.3	7	26	78.8
福祉系	25	217	89.7	0	5	100.0	0	16	100.0	0	1	100.0	0	2	100.0	12	131	91.6	0	118	100.0	45	0	0.0
一般技術系	128	49	27.7	3	1	25.0	6	0	0.0	0	0	-	1	0	0.0	2	1	33.3	0	0	_	0	0	_
医療技術系	1	73	98.6	0	0	-	1	1	50.0	0	0	1	0	1	100.0	77	104	57.5	107	49	31.4	0	0	_
技能系	10	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0	0	0	-	0	1	100.0	6	10	62.5	0	0	_	0	0	_
業務系	2	1	33.3	0	1	100.0	0	0	-	1	0	0.0	0	0	_	5	9	64.3	1	0	0.0	3	7	70.0
幼稚園教諭	0	52	100.0	0	3	100.0	0	1	100.0	0	0	_	0	0	_	0	8	100.0	0	0	_	0	0	_
清掃職員	86	3	3.4	1	0	0.0	7	0	0.0	0	0	_	0	0	_	24	0	0.0	50	0	0.0	0	0	_
その他	_	١		-		_	-	_	_	-	_	_	1	ı		73	264	78.3	0	11	100.0	-	_	_
育休任期付職員	8	17	68.0	-	ı	_	ı	_	_	ı	_	_	ı	ı	_	_	_	_	_	-		-	_	_
合計	871	934	51.7	14	15	51.7	41	38	48.1	5	2	28.6	10	6	37.5	221	570	72.1	209	400	65.7	55	33	37.5

※常勤職員については、地方自治法第252条の17に基づく一部事務組合等への派遣職員(以下「自治法派遣職員」という)を除いている。

令和元年度における常勤職員における職種別職員の男女比と採用した職員に 占める女性の割合を重ねてグラフ化するとグラフ2のとおりとなり、**この2つ** のデータには相関関係があります。

職種別の採用職員における女性の割合の傾向は、長期に渡り変化していない と考えられます。



グラフ1:職種別 常勤職員の男女比および女性採用者の割合

職員の採用にあたっては、その能力実証を、特別区人事委員会の行う競争試験及び選考、特別区人事委員会から任命権者に委任された選考などにより実施していますが、性別を採用要件とはしていないことから、女性職員を増やすには受験者を増やすことが、課題であると考えられます。

2. 継続勤務及び職業生活と家庭生活の両立関係

子育て、介護等で時間制約のある職員が、十分な能力を発揮し、働き続けるためには、仕事と家庭生活の両立に対する理解のある職場環境であることが求められます。理解が低い職場では、両立を支援する制度の利用を阻害されることにもなります。ここでは離職率や男性職員の育児参加のための各種制度の利用状況などを把握し、働きやすい職場環境であるか分析します。

(1)離職率の男女の差異

令和元年度末現在の常勤職員の離職者数を見ると、男性は全体で0.6%であるのに対して、女性は1.6%となっており、男性をやや上回っていますが、概ね均衡していると言えます。

年代別に見ると、男性は20代及び30代のみ1%台の離職が発生しており、 女性は20代から50代まで1%台の離職者が発生しています。

離職率の男女の差異は1ポイントであり、その差は僅少であることから、女性にとって出産や子育て等をしながら働き続けることができる職場環境であると考えられます。

表3 令和元年度末 離職率の男女の差異

(単位:人・%)

	年齢区分	~19歳	20代	30代	40代	50代~	計
男	職員数	0	191	214	186	182	773
//	退職者数	0	2	3	0	0	5
	離職率(男)	1	1.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.6%
女	職員数	2	242	237	234	163	878
	退職者数	0	4	4	4	2	14
	離職率(女)	0.0%	1.7%	1.7%	1.7%	1.2%	1.6%
Ē	離職率(全体)	0.0%	1.4%	1.6%	1.0%	0.6%	1.2%

※退職者は、定年退職、勧奨退職、その他自己の都合によらないものを除く。

(2) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

令和元年度の常勤職員における育児休業取得率は、女性が100.0%で、全員取得しています。また、平均取得期間は、683.7日となっており、制度が十分活用されていることがわかります。一方、男性については、取得率15.6%、平均取得期間42.8日間であり、H28行動計画策定時(平成26年度データ)の取得率5.9%、平均取得期間27日間と比較すると、増加していますが、子育てと仕事における男女の関わり方の差異を反映した結果となっています。男性職員に対する子育で支援と女性活躍の両面を推進するために、男性の育児休業の取得率を向上し、男性の育児参画を進めることが重要です。

非常勤職員における女性の取得率は3.1%、平均取得期間は253.5日間であり、制度はあるものの、未だ活用されていない状況にあります。

表 4 令和元年度 育児休業取得状況

(単位:%・日数)

		男		女		計
雇用形態	取得率	平均取得期間	取得率	平均取得期間	取得率	平均取得期間
常勤	15.6%	42.8	100.0%	683.7	66.7%	624.4
再任用フルタイム	_	_	-	_	-	_
再任用短時間	-	1	ı	1	1	_
再雇用	_		-		-	_
区政嘱託員	_	_	-	_	-	_
非常勤職員	0.0%	0.0	3.1%	253.5	2.4%	253.5
合計	10.0%	42.8	45.1%	666.8	34.4%	611.1

^{※「-」}は、取得対象者が存在しないことを示す。

(3) 男女別の部分休業取得人数及び1日の部分休業取得時間の分布状況

令和元年度の常勤職員における部分休業の取得人数は男性職員が4人、女性職員が19名となっています。1日の取得時間は、男女ともに60分が最も多くなっています。また、平成30年度の取得人数は32人、平成29年度の取得人数は24人と各年の取得人数の推移は概ね横ばいの状況が続いています。常時、20~30人前後の職員が、勤務時間の一部を休業し、保育園への通園等に割くといった、育児の状況に合わせた柔軟な働き方を選択し、職業生活と家庭生活の両立を図っています。

表 5 令和元年度 部分休業取得状況

(単位:人)

性別	取得老粉	1日の部	邓分休業取得	导時間(承記	忍時間)	스크
1生力1	取得者数	30分	60分	90分	120分	合計
男	4	0	4	0	0	4
女	19	3	7	6	3	19
合計	23	3	11	6	3	23

(3) 男性職員の配偶者出産休暇の取得率及び平均取得日数並びに育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

令和元年度の男性職員の配偶者出産休暇(出産支援休暇)の取得率は71. 9%、取得者の平均取得期間は1.7日(制度上取得可能期間は2日以内)となっており、H28行動計画策定時(平成26年度データ)の取得率76.5%、平均取得期間1.8日からほぼ横ばいです。育児参加休暇の取得率は62.5%、取得者の平均取得期間は3.2日(制度上取得可能期間は5日以内)となっており、配偶者出産休暇よりやや下回りますが、いずれの制度についても育児休業に比べ制度の利用が進んでいます。子育ての入口である「出産」と、それに紐づく育児への男性のかかわりをさらに促進していくことが重要です。

表6 令和元年度 出産支援休暇及び育児参加休暇の取得状況

(単位:人・%・日)

	(1)	出産支援	休暇			(2)	育児参加	休暇	
対象者数	取得者数	取得率	取得	平均取得	対象者数	取得者数	取得率	取得	平均取得
刈 多有奴	拟行伯奴	以行卒	日数計	日数	刈 家有奴	双付有奴	以行 学	日数計	日数
32	23	71.9	40	1.7	32	20	62.5	63.0	3.2

3. 長時間勤務関係

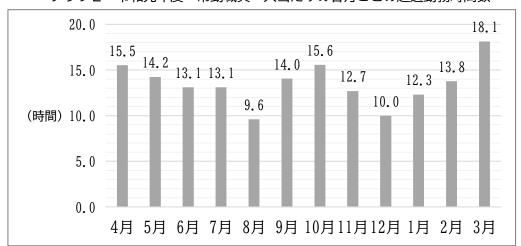
長時間労働は、その職場における女性の活躍の大きな障壁となるだけでなく、 その職場の男性が子育て等の家庭での責任を果たすことを難しくし、その男性 職員の配偶者である女性の活躍の障壁ともなります。ここでは、超過勤務時間 数の状況や年次有給休暇の取得状況を分析します。

(1) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間数

令和元年度の常勤職員の一人当たりの月平均の超過勤務時間数は、13.5時間となっており、H28行動計画策定時(平成26年度データ)の10.2時間と比べ増加しています。これは、行政需要の高まりによるところが大きいと考えられますが、所管の業務内容によるところも多く、全体の増減をもって、全庁的な超過勤務の実態を評価することはできません。

月あたりでは、8月の9.6時間が最も少なく、3月の18.1時間が最も 多い結果となっています。

部別の一人当たりの月平均の超過勤務時間数は、企画財政部の46.2時間が最も多く、次いで危機管理室34.8時間、選挙管理委員会事務局26.6時間、総務部23.9時間、議会事務局23.2時間の順となっています。15時間以上の所属数はH28行動計画策定時(平成26年度データ)では2所属、令和元年度データでは8所属となっています。一方、10時間未満の所属数は、H28行動計画策定時(平成26年度データ)では10所属、令和元年度データでは7所属と、15時間以上の所属数ほど大きな変化はありません。このことから、全体の超過勤務時間数を縮減するためには、一定以上の超過勤務実績がある所属の超過勤務時間数を縮減することが重要です。



グラフ2 令和元年度 常勤職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間数

※上記数値は、自治法派遣職員や学校事務職員、幼稚園教諭、1年を通じて病気休職・育児休業中であった職員等を除いている。

部別・月別では、選挙管理委員会事務局における7月の167.8時間が最も多く、次いで危機管理室の10月89.1時間、企画財政部の11月60.1時間、10月59.9時間、12月51.2時間の順となっています。

表7 令和元年度 部別・月別・常勤職員一人当たり超過勤務時間数

(単位:時間)

部	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月平均
企画財政部	46.2	40.7	44.5	30.2	30.6	32.2	59.9	60.1	51.2	49.0	32.3	34.5	42.6
用地・施設活用担当	4.3	0.3	3.0	4.0	6.7	7.0	5.7	7.0	3.3	6.0	2.7	0.7	4.2
総務部	24.5	23.0	19.7	24.0	18.2	21.7	25.0	22.3	16.7	24.6	30.9	36.4	23.9
危機管理室	22.1	25.4	25.1	25.1	19.1	43.7	89.1	31.1	22.2	35.2	36.4	44.0	34.8
国際・都市交流推進室	19.4	22.4	33.0	35.3	5.9	19.5	41.0	13.3	2.0	6.0	6.9	3.8	17.4
区民部	19.8	14.4	12.0	10.5	8.3	11.6	12.7	9.3	8.0	10.9	13.3	17.1	12.3
文化産業観光部	16.5	21.2	17.6	19.5	19.3	20.5	22.9	14.6	13.0	17.0	20.9	18.3	18.4
産業振興担当	24.6	15.7	12.5	19.3	8.4	18.8	15.7	13.1	9.9	12.8	16.8	28.1	16.3
福祉部	9.7	9.5	9.3	8.1	6.4	10.1	9.3	7.9	6.9	6.0	7.9	14.5	8.8
健康部	12.7	9.5	12.8	15.3	12.0	14.8	12.3	8.7	6.0	12.3	11.9	16.4	12.0
台東保健所	11.5	10.8	7.7	6.8	4.0	8.3	7.0	7.7	6.4	7.4	9.3	12.6	8.3
環境清掃部	6.5	12.8	8.5	9.1	7.0	14.0	12.6	14.7	7.2	7.3	8.4	7.8	9.7
都市づくり部	8.8	8.9	7.3	7.3	6.4	10.3	14.5	10.1	8.3	9.9	8.5	9.1	9.1
土木担当	5.6	6.6	5.6	2.8	1.1	6.7	9.8	3.4	3.8	3.0	2.2	4.4	4.6
会計管理室	37.1	18.6	28.2	14.6	4.8	1.6	3.7	3.5	8.9	6.9	8.7	21.1	13.1
教育委員会事務局	14.4	13.6	12.4	11.4	9.9	15.4	14.2	14.1	9.9	13.3	14.3	20.6	13.6
選挙管理委員会事務局	11.9	13.2	39.6	167.8	19.2	15.5	14.0	14.0	4.9	5.8	7.9	5.2	26.6
監査事務局	9.3	9.5	8.0	13.0	6.8	7.8	2.8	0.5	9.3	6.0	12.8	5.3	7.6
区議会事務局	24.8	40.9	26.7	5.5	11.6	29.9	33.6	14.2	17.0	14.3	31.4	28.7	23.2
合計	15.5	14.2	13.1	13.1	9.6	14.0	15.6	12.7	10.0	12.3	13.8	18.1	13.5

※上記数値は、自治法派遣職員や学校事務職員、幼稚園教諭、1年を通じて病気休職・育児休業中であった職員等を除いている。

(2) 超過勤務の上限を超えた職員数

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による「労働 基準法」等の改正を踏まえ、平成31年4月より、職員への超過勤務命令の上 限時間を設定しています。

令和元年度の常勤職員等(再任用職員を含む一般職の職員)のうち、超過勤務の上限を超えた人数は、217人でした。同一職員が複数回上限を超過している件数や、同月に複数事由で上限を超過した件数を含めた延べ件数は、590件でした。

表8 超過勤務命令の上限時間等

	原則の上限	他律的業務(※)の比重が高い部署に
		勤務する職員の上限
1ヶ月	45時間	100時間未満
1年	360時間	720時間
その他	_	・2~6ヶ月平均80時間 ・45時間を超えて超過勤務を命ずる月数は、1年で 6ヶ月まで。

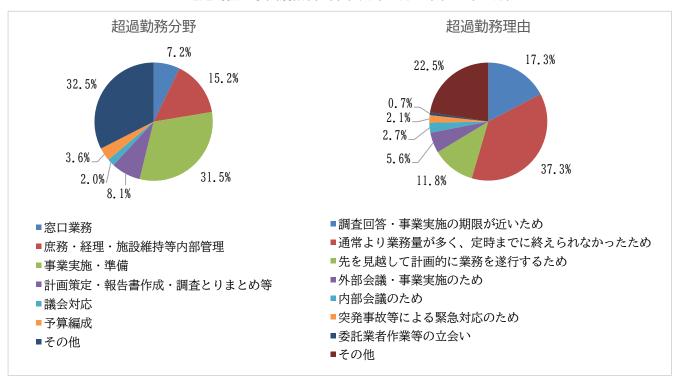
[※]業務量、業務の実施時期、その他業務遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務。

(3) 超過勤務の事由

人事管理システムの運用を開始した令和元年8月から令和2年3月までの8ヶ月間の超過勤務事由を分析した結果、超過勤務の分野は、「その他」の32.5%がもっとも多く、次いで「事業実施・準備」31.5%、「庶務・経理・施設維持等内部管理」15.2%の順となっています。「その他」の割合が高いことから、業務の分野が多岐に渡っていることがわかります。

超過勤務の理由は、「通常より業務量が多く、定時までに終えられなかった ため」の37.3%がもっとも多く、次いで「その他」22.5%、「調査回答・事業実施の期限が近いため」17.3%の順となっています。

また、勤務分野では「事業実施・準備」の割合が2番目に高く、勤務理由では「調査回答・事業実施の期限が近いため」が3番目に高いことから、期日の迫った業務を遂行するために、超過勤務を行う職員が多いことがわかります。



グラフ3 超過勤務の事由別割合(令和元年8月~令和2年3月)

部別では、所管する業務の専門性が高いほど、一部の事由に偏る傾向があります。勤務分野では、選挙管理委員会事務局の「事業実施・準備」が77.9%と最も高く、次いで国際・都市交流推進室の「事業実施・準備」が67.4%、会計管理室の「庶務・経理・施設維持等内部管理」が63.6%の順となっています。

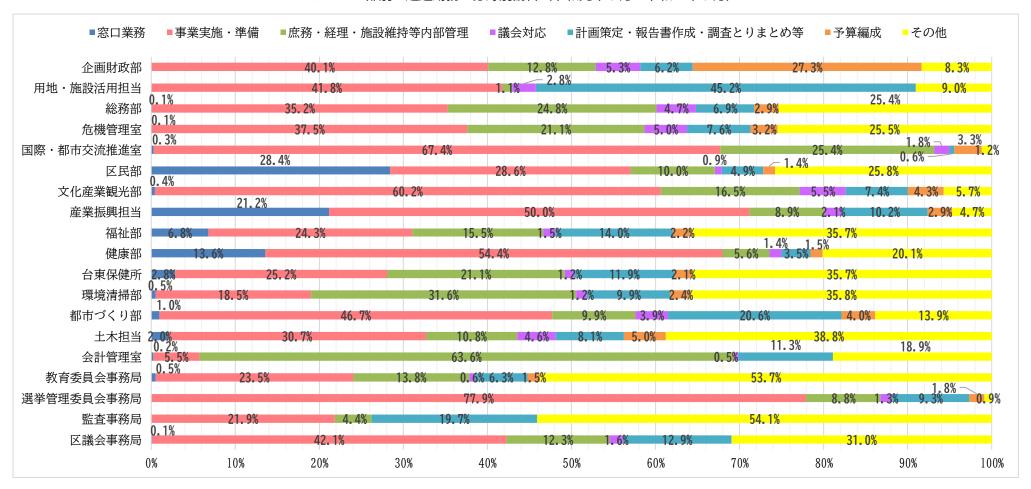
勤務理由では、選挙管理委員会事務局の「調査回答・事業実施の期限が近いため」が69.3%と最も高く、次いで危機管理室の「通常より業務量が多く、

定時までに終えられなかったため」が63.7%、企画財政部の「通常より業務量が多く、定時までに終えられなかったため」が57.5%の順となっています。

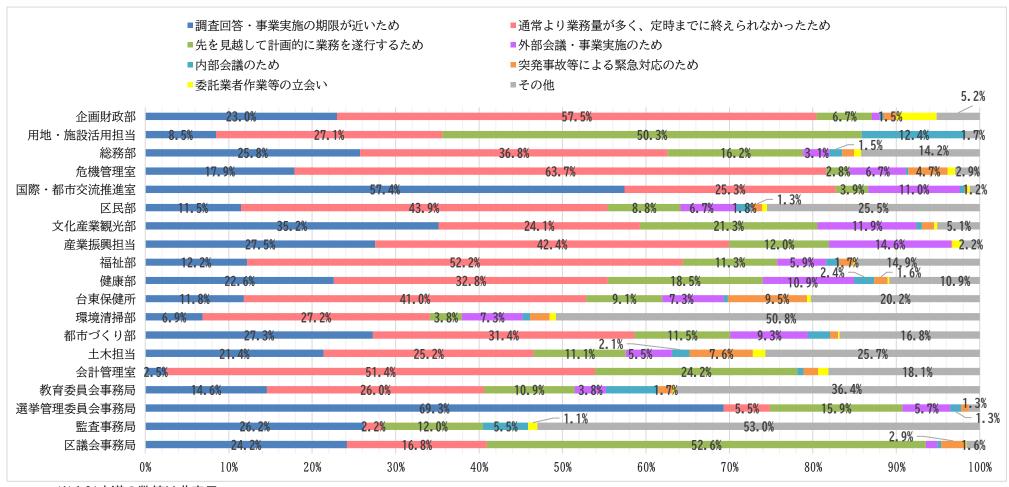
その他、区民部の「窓口業務」、企画財政部の「予算編成」による超過勤務の割合が他の部と比較して高く、危機管理室、台東保健所、土木担当は「突発事故等による緊急対応」による超過勤務の割合が、他の部と比較して高い結果となっています。また、全体の割合は高くありませんが、企画財政部の「委託業者作業等の立会い」による超過勤務の割合が、他の部と比較して高い結果となっています。これは、庁内のネットワークや各種業務システムの保守等の業務を、勤務時間外に行う必要があることが影響しているものと見られます。

これらの分析結果から、各所属における超過勤務の分野・事由のうち、割合 が多いものに対して、業務内容や実施手段の見直しを図るなど、効果的な縮減 策を講じることが重要です。

グラフ4 部別 超過勤務の分野別割合(令和元年8月~令和2年3月)



グラフ5 部別 超過勤務の理由別割合(令和元年8月~令和2年3月)



※1%未満の数値は非表示。

(4) 職員一人当たりの年次有給休暇取得日数

令和元年の常勤職員等(再任用職員を含む)の一人当たりの年次有給休暇取得日数は、14.1日でした。H28行動計画策定時(平成26年データ)の12.3日から1.8日増加しています。また、10日未満の部が6所属ありましたが、令和元年は全ての部が10日を超えています。

部別の一人当たりの年次有給休暇取得日数は、会計管理室の10.2日が最も少なく、次いで企画財政部10.5日、文化産業観光部10.9日、危機管理室11.2日、教育委員会事務局12.0日となっています。

所管事務によって、防災訓練やイベントなどの実施に伴う週休日・休日出勤の振替・代休取得などにより、年次有給休暇の取得が難しくなっていることが、主な要因の一つと考えられます。

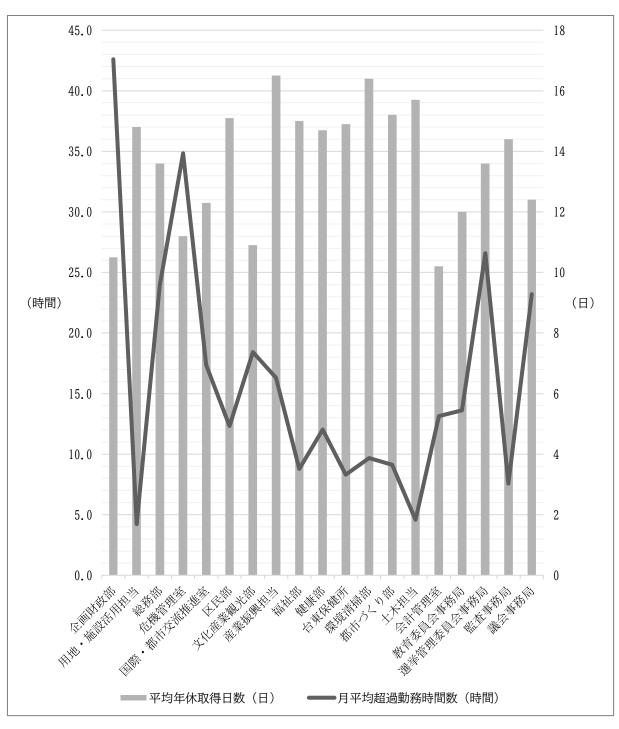
表 9 令和元年 部別 常勤職員等の一人当たり年次有給休暇取得日数 (単位:日)

	(+12 - 17)
所属名	令和元年
企画財政部	10.5
用地・施設活用担当	14.8
総務部	13.6
危機管理室	11.2
国際・都市交流推進室	12.3
区民部	15.1
文化産業観光部	10.9
産業振興担当	16.5
福祉部	15.0
健康部	14.7
台東保健所	14.9
環境清掃部	16.4
都市づくり部	15.2
土木担当	15.7
会計管理室	10.2
教育委員会事務局	12.0
選挙管理委員会事務局	13.6
監査事務局	14.4
区議会事務局	12.4
平均	14.1

[※]上記数値は、自治法派遣職員や学校事務職員、幼稚園教諭、1年を通じて病気休職・育児休業中であった職員等を除いている。

長時間勤務を理由に仕事と家庭生活の両立を難しくしていないかを把握する ために、月平均超過勤務時間数と年平均年次有給休暇の取得日数の関係をグラ フ化するとグラフ6のようになります。二つのデータには、一定の相関関係が あると言えます。ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と家庭生活の両立 を支援するためには、必要なときに休みが取れる職場であることが重要です。

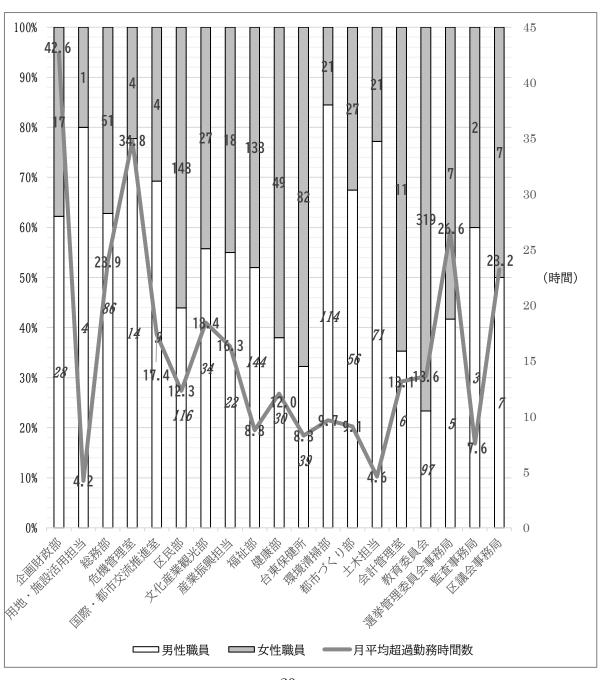
グラフ6 部別 常勤職員の月平均超過勤務時間数と年平均年次有給休暇取得日数



また、女性の配置状況と月平均超過勤務時間数の関係をグラフ化するとグラフ7のとおりとなります。小人数職場である用地・施設活用担当の他、都市づくり部や環境清掃部など一般技術系や業務系の職員が多い部署を除くと、二つのデータには一定の相関関係があると言えます。

このことから、残業の多い職場ほど、女性職員の配置が少なくなっており、 あらゆる職場で女性職員が活躍するためには、長時間勤務の是正が課題である と考えられます。

グラファ 常勤職員の部別 男女別 配置状況と月平均超過勤務時間

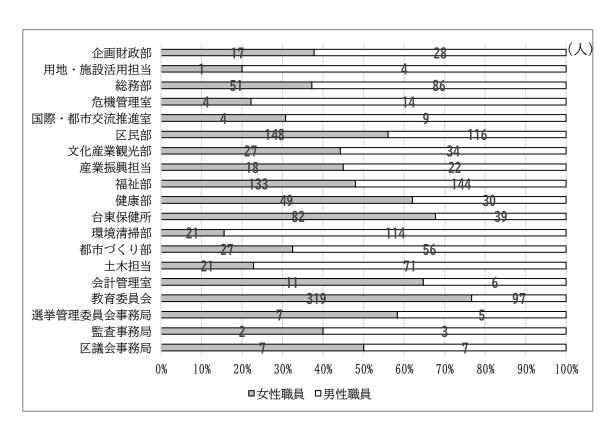


4. 女性職員の活躍関係

女性職員の登用については、能力・意欲向上のための研修に積極的に参加させることや、活躍する先輩女性職員が歩んできたキャリアパスの事例や経験談の紹介を通じて、女性職員の意欲向上、計画的な育成やキャリア形成支援を図っていくことに加え、各段階の役職における女性の割合の底上げをしていくことも重要です。ここでは、常勤職員の男女別配置状況、役職別の女性職員の割合、男女別の昇任者数、人事考課の状況により、女性の活躍状況を分析します。

(1)男女別の配置状況

令和元年度の常勤職員における女性の割合は教育委員会事務局の76.7% が最も高く、次いで台東保健所67.8%、会計管理室64.7%、健康部62.0%となっています。教育委員会事務局や台東保健所の職員における女性の占める割合が高い要因は、女性の保育士や保健師が多いことなどによるものです。一方、環境清掃部の15.6%が最も低く、次いで用地・施設活用担当20.2%、危機管理室22.2%、土木担当22.8%、国際・都市交流推進室30.8%の順となっています。環境清掃部において女性の占める割合が低い要因は、男性の清掃職員が多いことによるものです。これらの傾向は長期に渡り変化していません。



グラフ8 部別 常勤職員の男女比

表 10 令和元年度 部別職員配置状況

							;	表1	0 令	和元:	年度	部別職	鎖員配	置状》	兄					(単位	泣:人·	%)		
		常勤職	員	再任	用フル	タイム職員	再任	用短距	寺間職員	Ī	再雇用	職員	[2	区政嘱部	 長	j	非常勤耶	哉員		臨時職	員	沂	造契約	 的職員
部	男	女	女性割合	男	女	女性割合	男	女	女性割合	男	女	女性割合	男	女	女性割合	男	女	女性割合	男	女	女性割合	男	女	女性 割合
企画財政部	28	17	37.8	_	-	I	_	_	ı	ı	-	-	1	ı	1	_	_	ı	_	ı	1	ı	-	-
用地・施設活用担当	4	1	20.0	-	-	ı	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	Ι	-	-	-
総務部	83	50	37.6	3	1	25.0	2	3	60.0	ı	_	-	1	1	0.0	10	5	33.3	1	-	0.0	-	-	-
危機管理室	14	4	22.2	_	_	ı	_	_	-	ı	-	_	1	ı	0.0	3	-	0.0	3	ı	0.0	ı	-	-
国際・都市交流推進室	9	4	30.8	_	_	ı	_	_	-	ı	-	_	1	ı	ı	-	-	ı	_	ı	ı	ı	-	-
区民部	114	143	55.6	2	5	71.4	5	11	68.8	3	_	0.0	2	4	66.7	3	29	90.6	5	59	92.2	7	28	80.0
文化産業観光部	34	26	43.3	_	1	100.0	5	7	58.3	2	1	33.3	1	ı	0.0	-	-	ı	-	8	100.0	ı	-	-
産業振興担当	22	18	45.0	_	-	I	3	2	40.0	ı	-	-	ı	ı	ı	1	1	50.0	-	ı	ı	ı	-	-
福祉部	142	132	48.2	2	1	33.3	2	3	60.0	1	-	-	1	1	50.0	18	71	79.8	4	27	87.1	45	-	0.0
健康部	29	49	62.8	1	1	0.0	-	-	-	-	-	-	1	-	0.0	-	3	100.0	5	12	70.6	-	-	-
台東保健所	39	81	67.5	_	1	100.0	_	3	100.0	ı	-	-	1	ı	0.0	2	44	95.7	107	76	41.5	ı	-	-
環境清掃部	112	21	15.8	2	-	0.0	8	1	11.1	ı	-	-	1	ı	1	25	3	10.7	54	ı	0.0	ı	-	-
都市づくり部	55	27	32.9	1	-	0.0	3	_	0.0	ı	-	-	ı	ı	ı	-	-	ı	5	4	44.4	ı	-	-
土木担当	70	21	23.1	1	-	0.0	5	1	16.7	ı	-	-	ı	ı	ı	5	-	0.0	4	4	50.0	ı	-	-
会計管理室	6	11	64.7	_	-	I	_	-	ı	1	1	_	1	1	1	-	-	1	-	1	100.0	1	1	-
教育委員会	97	313	76.3	_	6	100.0	8	7	46.7	ı	1	100.0	2	1	33.3	154	414	72.9	21	209	90.9	3	5	62.5
選挙管理委員会事務局	4	7	63.6	1	-	0.0	_	-	_	1	-	_	1	ì	1	-	-	I	-	İ	ı	1	-	_
監査事務局	2	2	50.0	1	-	0.0	_	-	_	1	-	_	1	ì	1	-	-	I	-	İ	ı	1	-	_
区議会事務局	7	7	50.0	-	_	ı	_	-	_	1	-	_	1	1	-	_	_	ı	_	1	1	1	-	-
合計	871	934	51.7	14	15	51.7	41	38	48.1	5	2	28.6	10	6	37.5	221	570	72.1	209	400	65.7	55	33	37.5

[※]常勤職員については、自治法派遣職員を除いている。

(2) 職層別の行政系職員に占める女性職員の割合

令和元年度における管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は、幼稚 園教諭を除くと19.5%となっています。

主任では、62.0%と男性より女性の割合が高くなっていますが、係長では32.5%、課長補佐では、27.0%、管理職では19.5%と、上位になるほど、女性の割合は低下しています。また、前年度からの女性割合の伸び率は、管理職は14.1%、係長相当職は0.9%、主任は7.4%となり、管理職と主任の女性割合が特に増加しています。

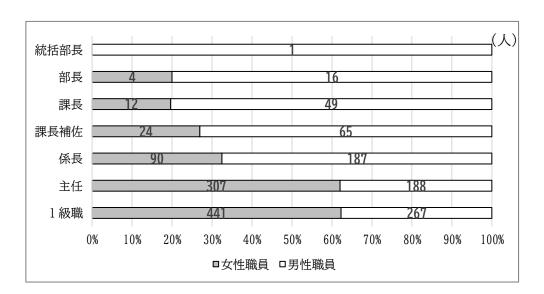
なお、平成29年度より、管理職選考をはじめとした昇任選考について、育 児休業取得中の職員も受験できるよう、制度の見直しを行っています。

表 1 1 令和元年度 庁舎別・職層別 行政系職員の男女別数

(単位:人・%)

		本	<u></u> 庁		本庁	以外		合	計	女性割合
職層	男	女	女性割合	男	女	女性割合	男	女	女性割合	伸び率
	Ð	×	又江司口	Ð	×	又任司口	カ	×	又江司口	(対前年)
統括部長	1	0	0.0	0	0		1	0	0.0	_
部長	16	3	15.8	0	1	100.0	16	4	20.0	13.3
課長	43	8	15.7	6	4	40.0	49	12	19.7	14.1
管理職 小計	60	11	15.5	6	5	45.5	66	16	19.5	14.1
課長補佐	49	14	22.2	16	10	38.5	65	24	27.0	△6.8
係長	144	35	19.6	43	55	56.1	187	90	32.5	3.4
係長相当職 小計	193	49	20.2	59	65	52.4	252	114	31.1	0.9
主任	145	187	56.3	43	120	73.6	188	307	62.0	7.4
1級職	196	230	54.0	71	211	74.8	267	441	62.3	△2.4
合計	594	477	44.5	179	401	69.1	773	878	53.2	0.9

※行政系職員とは清掃職員などの技能系職員や幼稚園教諭以外の職員のこと



グラフタ 職層別の職員の男女割合

(3) 各職層への男女別昇任者数

令和元年度における行政系職員の各職層の昇任者に占める女性の割合は、管理職昇任は50.0%、課長補佐職昇任は33.3%、係長職昇任は36.4%、主任職昇任は32.4%となっています。

H28行動計画策定時(平成26年度データ)との比較では、管理職昇任者 に占める女性の割合は、母数が少ないため変動要素はありますが、20%から 30ポイント増と大きく増加しています。

表12 令和元年度 行政系職員の男女別昇任者数

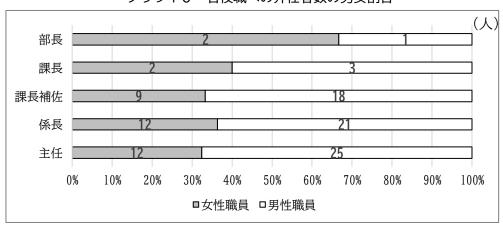
(単位:人・%)

職層	本庁			本庁以外			合計			
	男	女	女性割合	男	女	女性割合	男	女	女性割合	
統括部長	0	0	-	0	0	-	0	0	-	
部長	1	2	66.7	0	0	_	1	2	66.7	
課長	2	2	50.0	1	0	0.0	3	2	40.0	
管理職 小計	3	4	57.1	1	0	0.0	4	4	50.0	
課長補佐	13	7	35.0	5	2	28.6	18	9	33.3	
係長	14	5	26.3	7	7	50.0	21	12	36.4	
係長相当職 小計	27	12	30.8	12	9	42.9	39	21	35.0	
主任※	22	4	15.4	3	8	72.7	25	12	32.4	
合計	52	20	27.8	16	17	51.5	68	37	35.2	

※行政系人事制度改正による切替昇任選考の対象者を除く

管理職の女性職員の割合を高めるためには、係長職を目指す女性職員の底上 げが重要です。

しかしながら、出産・子育てを担う時期と係長級昇任の資格を得る時期が重なることから、昇進意欲がありながら、昇任に至っていない多くの女性職員がいるものと考えられます。



グラフ10 各役職への昇任者数の男女割合

(4) 人事考課の状況

令和元年度の人事考課の状況における行政系の女性職員の割合をみると、管理職では最上位・上位者に占める女性の割合は19.1%となります。女性管理職の構成比19.5%を踏まえると、女性管理職の活躍が評価されていると考えられます。

一方で、係長職における最上位・上位者に占める女性の割合は、26.2% となっており、女性係長相当職の構成比31.1%に比べ、やや低い結果となっています。

表13 令和元年度 人事評価の状況

(単位:人・%)

職層		最上位			上位			中位			下位		
		男	女	女性 割合	男	女	女性 割合	男	女	女性 割合	男	女	女性 割合
行政系	管理職員	9	4	30.8	29	5	14.7	28	7	20.0	0	0	-
	係長等	52	19	26.8	89	31	25.8	110	64	36.8	1	0	0.0
	主任	38	50	56.8	70	93	57.1	76	171	69.2	5	1	16.7
	1級職	51	69	57.5	93	125	57.3	121	234	65.9	5	3	37.5
	再任用	9	8	47.1	8	16	66.7	25	24	49.0	0	0	-
	計	159	150	48.5	289	270	48.3	360	500	58.1	11	4	26.7
技能系・業務系	統括技能長 ・技能長	2	1	33.3	8	0	0.0	9	0	0.0	0	0	-
	技能主任	8	0	0.0	14	1	6.7	22	1	4.3	0	0	-
	1級職	7	0	0.0	10	0	0.0	18	1	5.3	0	0	-
	再任用	0	0	-	1	0	0.0	11	1	8.3	0	0	-
	計	17	1	5.6	33	1	2.9	60	3	4.8	0	0	-
	園長	0	0	-	0	2	100.0	0	3	100.0	0	1	100.0
幼稚園教諭	副園長	0	0	-	0	1	100.0	0	1	100.0	0	0	-
	主任教諭	0	2	100.0	0	5	100.0	0	11	100.0	0	0	-
	教諭	0	0	-	0	8	100.0	0	18	100.0	0	0	-
	再任用	0	0	_	0	0	-	0	2	100.0	0	2	100.0
	計	0	2	100.0	0	16	100.0	0	35	100.0	0	3	100.0
合計		176	153	46.5	322	287	47.1	420	538	56.2	11	7	38.9

行政系職員の人事考課における各評価段階の女性の割合をみると、最上位では48.5%、上位では48.3%、中位では58.1%、下位では26.7%となっており、女性の活躍の評価は中位が多い結果となっています。

H28行動計画策定時(平成26年度データ)との比較では、管理職における最上位・上位者に占める女性の割合は15.4%(構成比10.8%)、係長職における最上位・上位者に占める女性の割合は28.9%(構成比31.8%)と、大きな変化はありませんでした。

(人) 159 最上位 150 289 上位 270 中位 500 360 下位 0% 10% 80% 90% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 100% □女性職員 □男性職員

グラフ11 令和元年度 行政系の人事考課の評価段階の男女割合

2. 目標

前項において行った状況把握と課題分析を踏まえて、以下のとおり、目標 を設定します。

目標1:令和7年度までに、係長級以上に占める女性割合を引き上げ、38% 以上を目指します。

目標2:令和7年度までに、常勤職員の一人当たりの月平均超過勤務時間数が15時間以上の所属数(部単位)を、令和元年度の8所属から、半数の4所属以下を目指します。

目標3:令和7年度までに、常勤職員等の年次有給休暇の年平均取得日数を 引き上げ、一人当たり17日以上の取得を目指します。

目標4:令和7年度までに、男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率100%を目指します。

目標5:女性職員の育児休業取得率100%を維持します。男性職員については、育児休業の取得率30%を目指します。

【従前計画の当初目標・令和元年度実績・新たな目標設定】

女性職員活躍のための台東区特定事業主行動計画

目標 No.	当初目標	令和元年度	新たな目標設定			
	(H28年度~R2年度)	実績	(R7年度)			
目標 1	係長級以上の職員に占める女性割合	29%	係長級以上の職員に占める女性割合			
口保工	3 5 %以上	2 5 70	38%以上(目標値引上げ)			
	月平均超過勤務時間数		月平均超過勤務時間数			
目標2	1割以上削減(一人当たり月9	13.5時間	月15時間以上の所属数を8→4			
	時間以下)		所属以下とする(目標変更)			
目標3	年次有給休暇の年平均取得日数 16日以上	14.1日	年次有給休暇の年平均取得日数 17日以上(目標値引上げ)			

台東区特定事業主行動計画 -台東区職員のための子育て支援計画-

一 目標 No.	当初目標	令和元年度	新たな目標設定			
口信 NO.	(H27年度~R1年度)	実績	(R 7年度)			
		【出産支援】	男性職員の出産支援休暇取得率			
目標4	男性職員の出産支援休暇取得率	71.9%	100%(目標継続)			
	100%	【育児参加】	男性職員の育児参加休暇取得率			
		62.5%	100%【新規】			
口畑5	女性職員育児休業取得率	100%	女性職員育児休業取得率			
目標5	100%	1 0 0 %	100%(目標継続)			
→ [→ -	男性職員育児休業取得率		男性職員育児休業取得率			
目標5	向上	15.6%	30%【新規】			
	年次有給休暇の年平均取得日数	1.4.1.	年次有給休暇の年平均取得日数			
目標3	1 5 日以上	14.1日	17日以上(目標値引上げ)			

第IV章 目標達成に向けた取組み等

第Ⅲ章で掲げた目標の達成に向け、次の取組み等を実施します。

1. 係長級以上の職員に占める女性割合を引き上げるための取組み

(1) 女性職員を対象とした取組み

- ・ 管理職員に必要なマネジメント力、リーダーシップ等を開発する研修を 行い、女性職員のキャリア形成を支援します。
- 女性職員の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に関する研修等を実施します。
- ・ 産休・育休取得職員を支援するため、産休・育休取得者支援面談、復帰 時の仕事と育児の両立支援セミナーを実施します。また、休暇中に能力 開発機会(eラーニング等)を提供します。【新規】

(2) 管理職員による取組み

- 女性職員の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓 発等を行います。
- ・ 職場における性別役割分業にとらわれない役割分担や多様な活躍の場を 提供します。

2. 平均超過勤務時間数を縮減するための取組み

(1) 事務の簡素化・効率化の推進

- ・ 会議や打合せなどは、時間の設定や回数の削減を徹底するとともに、Web会議システムを使用するなど、開催方法の見直しを通じて、事務の効率化を図ります。やむを得ず正規の勤務時間外に会議や打合せを実施する場合は、勤務時間の臨時変更制度を利用し、超過勤務時間数の縮減に努めます。【新規】
- ・ 軽易な連絡については、電子メールの他、コミュニケーションツールを 活用します。【新規】
- ・ BPR (業務プロセスの抜本的見直し)による業務改革を進めるととも に、RPA (ロボットによる定型作業の自動化)やAI技術を活用し、 事務の効率化を図ります。【新規】

(2) 超過勤務時間数縮減のための意識啓発等

- ・ 人事管理システムの活用により、残業時間・内容の見える化を図り、超過勤務の状況分析、縮減のための意識啓発に繋げます。【新規】
- ・ 推進事務局は、超過勤務の多い職場について、管理職員からヒアリング を行い、超過勤務の実態に関する認識の徹底と改善を促します。

(3) ノー残業デー、ノー残業ウィークの徹底

・ 職員のワーク・ライフ・バランスを図るため、ノー残業デー、ノー残業 ウィークの取組みをさらに推進します。

(4) 妊娠中の職員等への配慮

・ 妊娠中の職員および産後1年を経過しない女性職員に対しては、原則と して超過勤務を命じないこととします。

3. 年次有給休暇の平均取得日数を引き上げるための取組み

(1) 年次有給休暇の取得の促進

- ・ 管理職員は、職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な休暇の 取得について指導するとともに、自らも率先して取得します。
- ・ 各職場においては、業務計画を策定・共有することにより、職員の計画 的な年次有給休暇の取得促進に努めます。
- ・ 各職場においては、職員の円滑な年次有給休暇の取得促進に向け、事務 分担などに工夫をこらし、職員が互いに協力し合える体制を整備します。
- ・ 管理職員は、職員に対し、子供の授業参観や学校行事などに積極的に参加するよう奨励するとともに、自らも率先して参加に努めます。【新規】
- ・ 推進事務局は、定期的に年次有給休暇の取得促進について周知し、職場 の意識改革に努めます。また、取得率が低い職場については、管理職員 からヒアリングを行い、取得向上に関する認識の徹底と改善を促します。
- ・ 年間10日以上の年次有給休暇を付与された職員については、休暇を最低5日取得することを努力義務とし、著しく休暇取得日数が少ない職員 に対する休暇の取得を促進します。【新規】

(2) 連続休暇等の取得の促進

- ・ 休日や週休日、夏季休暇等の休暇とあわせた年次有給休暇の取得を促進します。
- ・ ゴールデンウィークやお盆期間等における会議等の開催は、可能な限り

避けるよう配慮します。

- ・ 週休日の勤務については、確実に週休日の振替を行います。
- ・ 子供の出生時における父親の出産支援休暇と年次有給休暇をあわせた連 続休暇の取得を促進します。
- ・ 管理職員は、職員ができるだけ連続して休暇を取得できるよう配慮しま す。

4. 男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率を引き上げるための取組み

妊娠及び出産後の職員への支援の充実 を通じて、上記目標の達成を目指します。

(1) 妊娠出産休暇等の特別休暇制度の周知

- ・ 妊娠出産休暇・妊娠初期休暇・母子保健健診休暇など、母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図ります。
- ・ 出産費・家族出産費・育児休業手当金など、出産・育児費用の共済組合 給付について周知徹底を図ります。
- ・ 子供の出生時における父親の出産支援休暇と年次有給休暇をあわせた連 続休暇の取得を促進します。【再掲】
- ・ 休暇制度の周知と意識啓発を図るため、各種制度を解説する「仕事と家 庭の両立支援ハンドブック(以下「ハンドブック」という。)」を作成し 周知します。

(2) 職場環境整備等

- ・ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを図ります。
- ・ 妊娠中の職員及び産後1年を経過しない女性職員に対しては、原則として超過勤務を命じないこととします。【再掲】
- ・ 父親となる職員、父親となった職員が休暇を取得しやすいよう、所属長 は本人に休暇の取得を勧奨するとともに、他の職員と十分に話し合い、 必要に応じて職場内の応援体制を含む業務分担の見直し等を行います。 【新規】

5. 育児休業の取得率を引き上げるための取組み

子育て中の職員への支援の充実を通じて、上記目標の達成を目指します。

(1) 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ・ 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について詳細に説明を行います。
- ・ 育児休業の手続とあわせ、育児休業資金特別貸付など台東区役所職員互 助会の貸付制度、共済組合の育児休業手当金などについて、情報提供を 行います。
- ・ 男性も育児休業や育児時間等の子育てを目的とする休暇を取得できることについて周知を図り、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを促進します。
- ・ 所属長は男性の育児休業取得について、対象の職員に対して休暇と合わせて1ヶ月以上の取得を積極的に勧奨するとともに、他の職員と十分に話し合い、必要に応じて職場内の応援体制を含む業務分担の見直し等を行います。【新規】
- ・ 子の看護のための休暇等の特別休暇について、取得しやすい職場環境づくりを促進します。
- ・ 育児休業等の制度周知と意識啓発を図るため、ハンドブックを作成し周 知します。【再掲】

(2) 職場における環境整備等

- ・ 職員から育児休業及び部分休業の取得の申出があった場合は、業務に支障をきたさないよう業務分担の見直しを行います。
- ・ 各職場においては、育児休業等の制度の理解を深め、職場の意識改革を 進めます。
- ・ 学校就学始期に達するまでの子供のいる職員については、休日や週休日 の出勤、超過勤務を制限するよう配慮します。

(3) 育児休業を取得した職員の円滑な復帰支援

- ・ 育児休業中の職員に対しては、各職場において、休業期間中、必要な情報の提供を行います。
- ・ 産休・育休取得職員を支援するため、産休・育休取得者支援面談、復帰 時の仕事と育児の両立支援セミナーを実施します。また、休暇中に能力 開発機会(eラーニング等)を提供します。【再掲】
- ・ 復職時には、各職場において、職場内研修等を実施します。

・ 職員から育児短時間勤務や部分休業の取得の申出があった場合は、所属 長は本人や他の職員と十分に話し合い、職場内の応援体制を含む業務分 担の見直し等を行います。

(4) 育児休業に伴う代替職員等の活用

・ 職員から育児休業の取得の申出があった場合に、職場内の人員配置等に よって当該職員の業務を処理することが難しいときは、育児休業代替任 期付職員や会計年度任用職員等を活用します。

6. 勤務環境整備に関するその他の取組み

(1) 交通混雑緩和のための勤務時間の臨時変更

・ 業務上の必要性に限らず、公共交通機関を利用する職員については、交通混雑緩和のために、正規の勤務時間等の変更を可能とします。【新規】 ※勤務形態の変更に関する制度は、早出遅出勤務、育児短時間勤務など、上記の他にも 様々な制度を利用することができます。

(2) テレワークの導入

・ テレワークを導入し、時間・場所にとらわれない柔軟な働き方を推進します。【新規】

(3) ハラスメントへの対応

- ・ ハラスメントに関する防止対策室を設置する他、ハラスメント相談担当 職員を配置します。
- ・ 係長(1年目)、管理職員(3年毎)に対し、ハラスメントに関する職員 研修を実施し、職場の良好な環境づくりに努めます。
- ・ ハラスメントが生じた場合は、公正な調査を実施し、その結果に基づき 懲戒処分を含む適切な措置を講じます。

(4) 人材育成、職員研修

・ 台東区人材育成方針に基づき、職員を採用後にできるだけ早く育成し、 区民の信頼と期待に応えることができるよう、各職層研修の充実や、窓 口・管理・事業の各部門を経験するジョブローテーション制度を推進し ます。

(5) 不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等

・ 職員が働きながら不妊治療を受けられるよう、休暇制度等の新設を検討 するとともに、管理職に対する意識啓発等を通じて、不妊治療を受けや すい職場環境を醸成します。【新規】

7. その他の取組み

(1) 子供・子育てに関する活動の支援

・ 地域において、子供の健全育成、疾患・障害を持つ子供の支援、子育て 家庭の支援を行うNPOや地域団体等の活動に、職員が参加できるよう 配慮します。

(2) 安全で安心して子供を育てられる環境の整備

・ 子供を安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の 自主的な防犯活動や少年非行防止、交通安全活動等への職員の参加を支 援します。

特定事業主